

# リスク管理規程

〔平成23年3月31日  
規程第15号〕

改正 平成23年9月30日規程第34号

改正 平成27年3月26日規程第6号

改正 平成27年3月31日規程第19号

改正 令和2年1月27日規程第5号

改正 令和3年3月30日規程第10号

改正 令和4年3月31日規程第10号

## (目的)

第1条 この規程は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）のリスク管理体制を整備し、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図り、もって機構の業務の円滑な運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において「リスク」とは、機構の使命及び目標の達成を阻害する次に掲げる要因をいう。

- (1) 法令等の遵守に関するもの
- (2) 財務報告に関するもの
- (3) 情報システムに関するもの
- (4) 研究活動に関するもの
- (5) 事務手続に関するもの
- (6) 災害・事件等に関するもの
- (7) その他機構の業務遂行に関するもの

2 この規程において「リスク管理」とは、リスクの発生防止又はリスクが発生した場合の損失の最小化を図ることをいう。

3 この規程において「部等」とは、組織規程（平成15年規程第1号）第2条第1項及び第2項の規定により本部に置く部、内部監査室、監事室、研究担当職及び職業センターをいう。

4 この規程において「施設」とは、組織規程第5条に規定するもの及び同規程の他の規定によりこれらに置くものをいう。

## (役職員の責務)

第3条 役員及び職員（任期付職員、パートナー職員及び臨時に勤務する職員を含む機構に勤務するすべての者をいう。）（以下「役職員」という。）は、その職務の遂行に当たり、リスク管理に努めなければならない。

2 職員は、リスクが発生した場合（リスクの発生が回避できない場合を含む。以下同じ。）には、次条第3項に規定するリスク管理責任者に速やかに報告しなければならない。

(リスク管理体制)

第4条 機構におけるリスク管理については、理事長がこれを指揮し、かつ、最終的な責任を有する。

2 総務担当理事は、理事長を補佐し、リスク管理総括管理者として、リスク管理を総括する。

3 部等及び施設の長（研究担当職にあつては、研究主幹とする。）は、リスク管理責任者として、部等及び施設におけるリスク管理を総括する。

(リスク管理委員会の設置)

第5条 機構におけるリスク管理の検討、審議等を行うため、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の構成等)

第6条 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 理事長代理

(2) 理事

(3) 研究主幹

(4) 総務部長

(5) 経理部長

(6) 企画部長

(7) 求職者支援訓練部長

(8) 情報システム総括管理部長

(9) 職業リハビリテーション部長

2 委員会に委員長を置き、理事長代理をもって充てる。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

5 委員長は、必要に応じて委員以外の者にオブザーバーとして出席を求めることができる。

6 委員会に関する事務は、総務部総務課が行う。

(委員会の任務)

第7条 委員会は、次の事項について検討及び審議を行い、その結果を理事長に報告する。

(1) 機構全体で対応すべきリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ及び当該対応策の推進状況の点検に関する事項

(2) リスクが発生した場合であつて、業務運営への影響等が大きいと認められるもの（以下「重大なリスクの発生」という。）の原因究明及び再発防止に関する事項

(3) その他委員会が必要と認めた事項

(委員会の運営)

第8条 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

(危機対策本部の設置)

第9条 理事長は、機構全体として取り組むべき重大なリスクの発生が認められる場合には、これに対する迅速かつ的確な対応を行うため、危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(対策本部の構成等)

第10条 対策本部の構成は、次のとおりとする。

(1) 本部長は、理事長とする。

(2) 副本部長は、理事長代理とする。

(3) 本部員は、総務担当理事、総務部長及び本部長が指名する関係役職員とする。

2 本部長に事故があるときは理事長代理が、本部長及び理事長代理に事故があるときは本部長があらかじめ指名する理事が本部長の職務を行う。

3 対策本部に関する事務は、総務部総務課が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、リスク管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月31日から施行する。

附 則（平成23年9月30日規程第34号）

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第6号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月27日規程第5号）（抄）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規程第10号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第10号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。